

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月4日

【報告者の名称】 株式会社ヤガミ

【報告者の所在地】 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目2番29号

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目2番29号

【電話番号】 052-951-9251(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 長谷川 和 久

【縦覧に供する場所】 株式会社ヤガミ
(愛知県名古屋市中区丸の内三丁目2番29号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ヤガミをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社やがみビルをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社やがみビル

所在地 愛知県名古屋市天白区弥生が岡327番地

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成29年9月1日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)への賛同の意見を表明すること、また当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、当社の創業家一族(注1)が直接又は有限会社八世クリエイト(当社の代表取締役会長である八神基及び八神基の長男である八神昌裕が、それぞれ発行済株式の50%を所有する、不動産及び有価証券を管理する事を目的とした資産管理会社です。以下「八世クリエイト」といいます。)を通じてその発行済株式の96.38%を保有する、創業家一族の資産管理会社であり、かつ本書提出日現在、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している当社株式2,880,000株(所有割合(注2):54.90%)を所有する当社の筆頭株主兼親会社であります。

今般、公開買付者は、公開買付者単独での当社株式に係る所有割合が3分の2超となるよう当社の創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有する当社株式の一部を公開買付けの方法により取得することを決定したとのことです。

具体的には、公開買付者との間で、1年以上継続して法27条の2第7項第1号に規定する形式的特別関係者(以下「形式的特別関係者」といいます。)に該当する関係にあり、当社の代表取締役会長である八神基からその所有する当社株式175,000株のうち71,000株(所有割合:1.35%)を、同じく公開買付者との間で、1年以上継続して形式的特別関係者に該当する関係にあり、八神基の配偶者である八神道子からその所有する当社株式34,000株のうち17,000株(所有割合:0.32%)を、公開買付者の形式的特別関係者には該当しないものの、八神基及び八神基の長男である八神昌裕が、それぞれ発行済株式の50%を所有し、公開買付者の発行済株式総数の13.52%を所有する八世クリエイト(以下、八神基、八神道子及び八世クリエイトを総称して「本応募予定株主」といいます。)から、その所有する当社株式の全てである530,080株(所有割合:10.10%)をそれぞれ取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

上記のとおり、本公開買付けは、実質的には創業家一族の一部の間での当社株式の移動を目的とするものであり、本応募予定株主以外の対象会社の株主から当社株式を買い集めることを目的としたものではないとのことです。

(注1) 「創業家一族」とは、当社の創業者である故八神順一氏の親族のうち、当社株式を直接的に保有している5名(八神基、八神道子、八神昌裕、八神基の長女である小林知佳代、小林知佳代の配偶者であり、当社の代表取締役社長である小林啓介)を意味します。

なお、当社の創業者である故八神順一氏の親族のうち、公開買付者との間で、法27条の2第7項第2号に規定する実質的特別関係者に該当する合意をしている者はおりません。

(注2) 「所有割合」とは、当社が平成29年7月13日に提出した第52期有価証券報告書(以下「当社第52期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成29年4月20日現在における発行済株式総数(6,801,760株)から、当社第52期有価証券報告書に記載された平成29年4月20日現在における自己株式数(1,555,549株)を控除した株式数(5,246,211株)を分母として計算した所有株式数に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入、以下同様に計算しております。)です。

本公開買付けは、実質的には創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有している当社株式の一部を公開買付者に集約させ、公開買付者単独での当社株式に係る所有割合を、会社法第309条第2項に定める株主総会決議事項を、公開買付者単独で意思決定可能とする水準である3分の2超とすることを目的とするものとのことです。したがって、公開買付者は、本応募予定株主以外の当社の株主から当社株式を買い集めることは目的としておらず、当社株式の上場及び従来からの当社の上場会社としての事業運営は維持されるべきと考えているとのことです。しかしながら、本公開買付けに関しては、公開買付者及びその特別関係者(法第27条の2第7項に規定される者)が所有することとなる本公開買付け後における当社株式に係る所有割合が3分の2を上回り、法令に定められる全部買付義務及び全部勧誘義務が生じるため、買付予定数の上限を設定していないとのことです。

そのため、公開買付者は、本公開買付けにつき本応募予定株主以外の方から応募があった場合には、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行うとのことです。他方、本公開買付けは、実質的には創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有している当社株式の一部を公開買付者に集約させ、公開買付者単独での当社株式に係る所有割合を、会社法第309条第2項に定める株主総会決議事項を、公開買付者単独で意思決定可能とする水準である3分の2超とすることを目的とするため、買付予定数の下限を、本応募予定株主の応募株式数と同数である618,080株(所有割合:11.78%)としているとのことです。したがって、公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限(618,080株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

なお、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、創業家一族のうち、当社の代表取締役会長である八神基、八神基の配偶者である八神道子、八世クリエイトとの間で、各自が所有する当社株式の全て又は一部について本公開買付けに応募することにつき、平成29年9月1日付で応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております(本応募契約の詳細については、下記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照ください。)。また、本公開買付けにおいて公開買付者が創業家一族から取得する当社株式の対象を明確化する観点から、創業家一族のうち、公開買付者の取締役である八神昌裕、公開買付者及び当社の代表取締役社長である小林啓介及び小林啓介の配偶者であり、公開買付者の取締役でもある小林知佳代との間で、それぞれが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨の契約(以下「本不応募契約」といいます。)を平成29年9月1日付で締結しているとのことです(本不応募契約の詳細については、下記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「本不応募契約」をご参照ください。)。

公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

当社は、公開買付者より、本公開買付けを実施する目的及び背景並びに意思決定の過程について以下のとおり説明を受けております。

公開買付者は、昭和22年6月、科学技術教育の必要性を痛感した故八神順一氏により、名古屋市中区京町二丁目3番地(現、名古屋市中区丸の内三丁目2番29号)において設立されたとのことです(設立当時の商号は株式会社八神理化器製作所であり、昭和41年3月に現商号である株式会社やがみビルに変更されているとのことです。)。その設立当初より、医療理化陶磁器、理化学器械、農蚕試験器具の販売業を営んでいたとのことです。その後、計量器、劇毒物、研究用機器、理科実験台等の販売を開始し、文教市場の開拓を推進し、業容の拡大を図ってきたとのことです。

一方、当社は、昭和41年3月、同じく故八神順一氏により、名古屋市中区京町二丁目3番地(現、名古屋市中区丸の内三丁目2番29号)において八神理科器販売株式会社(資本金10,000千円)との商号にて設立されましたが、その設立と同時に、公開買付者から、東京支店・大阪支店を含め、従来の商品販売業務を継承いたしました。昭和51年4月には、商号を八神理科器販売株式会社から株式会社ヤガミに変更し、平成8年2月には名古屋証券取引所市場第二部に上場を果たしました。

その後、当社は、更なる事業拡大を目指し、平成11年1月に大正13年創業(昭和18年創立)と歴史の長い、高圧蒸気滅菌器の製造販売事業を営む株式会社平山製作所の発行済株式数の80%を取得し、同社を子会社化しました。さらに、平成16年1月には更なる業容拡大と耐震リスクに備える目的で新本社ビルを建設しておりますが、かかる新本社ビル建設と合わせて経営上の課題であったグループ企業としてのシステム連携の必要性から既存システムを入れ替え、新基幹システムを導入することにより、当社グループにおける経費の削減、業務の最適化などのシナジー効果による収益性向上を目指す体制を確立しております。

このように対象会社グループは着実に事業拡大を行ってまいりましたが、現在、当社は、主に教育用として、全国の学校で利用される教育用の実験台、調理台、ロッカーなどの学校用家具の他、理科室で利用される顕微鏡や電源装置などの理科実験用機器、保健室で利用される視力計や体重計、ベッドなどの保健室備品、救命訓練に使用される蘇生法教育人体モデル、人工呼吸用携帯マスクなどを製造販売しております。また、エレクトロニクス関連産業の需要は当面堅調に続くものと予想されるところ、当社は、産業用機器(産業用電気ヒータ及び温度センサー等)の国内外への展開を図っています。

当社グループを取り巻く環境におきましては、安全性・機能性確保のための学校校舎の老朽化対策が喫緊の課題となっており、学校用家具の改修工事が継続して実施されている他、生徒の「主体的・対話的で深い学び」を目指す新たな学習指導要領の改訂が平成30年度より順次実施されるなど教育環境の整備が見込まれております。当社グループとしては、学習指導要領の改訂を契機とした主たる販売先である教育機関の設備・機器の整備需要の盛り上がりによる業容拡大のチャンスと捉えており、理科学機器設備・保健医科機器の拡販に努めるとともに、品揃え充実によるブランド力アップを目指しております。

また、産業用機器に関しても、産業用電気ヒータ及び温度センサー等の品揃えを一層強化する一方、各種団体・企業への普及が進むAED(自動体外式除細動器)について、きめ細かなアフターフォローによる買い替え需要の取り込みと、新たなユーザー獲得に尽力しております。

このような状況において、創業家一族は、平成28年11月上旬より当社を取り巻く事業環境を踏まえて当社の企業価値を中長期的に維持・向上させていくための創業家一族の当社株式の保有形態のあり方につき、公開買付者の株主構成を含めた具体策の検討を開始したとのことです。具体的には、公開買付者の事業目的を有価証券の管理を目的とした資産管理会社とし、八世クリエイトの事業目的を不動産の管理を目的とした資産管理会社とすること、及びそれに伴ういずれか一社への当社株式の集約の是非、当社の大株主である八神基及び八神道子が高齢であることに鑑み、両氏が保有する当社株式が将来的に相続や贈与により分散されていくことを防止するための方策等について検討してきたとのことです。

当該検討の結果、平成29年6月下旬に、当社の企業価値を中長期的に維持・向上させるには、創業家一族間において分散して所有する当社株式を適切かつ効率的に集約・管理し、経営権の円滑な承継を実現させ、もって当社の経営の安定性を維持・強化する体制を構築することが不可欠であるため、公開買付者単独での当社株式に係る所有割合が3分の2超となるよう当社の創業家一族が直接又は八世クリエイトを通じて所有する当社株式を公開買付者に集約させる必要がある、との結論に至ったとのことです。

その後、平成29年8月月初に、それまでの創業家一族間における本公開買付けに係る協議・交渉の結果等を踏まえ、公開買付者より当社に対して本公開買付けに関して打診が行われました。

そのため、当社は、公開買付者に対して、当社が抱える課題の解決や企業価値の維持・向上等を総合的に勘案し、本公開買付けの賛否につき検討する旨の回答を行いました。以上を踏まえ、平成29年8月上旬から、公開買付者及び当社において協議・検討を開始し、その結果を受けて、平成29年9月1日、公開買付者は、本公開買付けの実施を決定したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後も、上場会社としての当社の独立性を確保しつつ、安定株主として当社株式を長期所有することによって当社の中長期的な企業価値の維持・向上及び経営の安定性に貢献することです。また、公開買付者の代表取締役社長でもある小林啓介が、今までどおり当社の代表取締役社長として職務を全うすることを通じて、当社の中長期的な企業価値の維持・向上に努めてまいりたい方針とのことです。

当社における意思決定に至る過程

前述のとおり、当社は、平成29年8月月初にそれまでの創業家一族間における本公開買付けに係る協議・交渉の結果等を踏まえ、公開買付者より本公開買付けに関する打診を受けました。平成29年8月月初、当社は、公開買付者に対して、当社が抱える課題の解決や企業価値の維持・向上等を総合的に勘案し、本公開買付けの賛否につき検討する旨の回答を行いました。以上を踏まえ、平成29年8月上旬から、当社は、公開買付者との間で協議・検討を継続してまいりました。当社は、(a)本公開買付けの目的が、短期的な投資回収や創業家一族の所有割合を引き上げるのではなく、当社の企業価値を中長期的に維持・向上させるべく、創業家一族間において分散している当社株式の一部を公開買付者に集約し、経営権の円滑な承継を実現させ、もって当社の経営の安定性を維持・強化することにあること、(b)本公開買付け後においても公開買付者が引き続き当社の親会社であり続けること自体に変化はなく、むしろ公開買付者に更なる当社株式の集約が行われることで、より一層の当社の経営の安定性の維持につながり得ると考えられること等から、本公開買付けは当社の抱える課題解決や企業価値維持・向上にとって有益であるとの認識に至りました。

また、当社は、当社の少数株主への配慮の観点から本公開買付けの諸条件について継続的に協議を行ったところ、公開買付者から、()本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は、公開買付者及び本応募予定株主の間の交渉によって決定された価格で行われ、本公開買付価格について当社との協議は予定されていないものの、本公開買付けは本応募予定株主が保有する当社株式の取得を企図したものであり、その他少数株主の応募は想定されていない、また、()下記「(4) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、本公開買付けにおける結果次第では、当社株式は名古屋証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に抵触するおそれがあるものの、公開買付者によれば、本公開買付けにより当社の上場廃止は企図しておらず、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社との間で上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し、検討した上で、当社株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行する予定であるとの回答を得ました。

当社取締役会は、以上のような当社の企業価値の維持・向上に関する検討及び少数株主への配慮に関する検討結果を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、平成29年9月1日開催の取締役会において、本公開買付けに関する審議及び決議に参加した取締役4名(監査等委員3名を含む。)の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を名古屋証券取引所市場第二部において売却する機会が維持されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

なお、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、当社の代表取締役社長である小林啓介は、公開買付者の代表取締役社長を兼務しており、また当社の代表取締役会長である八神基は、下記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」記載のとおり、公開買付者との間で本公開買付けに関する応募契約を締結しているため、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議に参加しておりません。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

なお、公開買付者によれば、本公開買付価格については、公開買付者と本応募予定株主が協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とすることとしたとのことです。本公開買付けにおいては、本応募予定株主以外の第三者から当社株式を取得することは目的としていないことを勘案し、本応募予定株主との合意の上、公開買付者は、最終的に平成29年9月1日、本公開買付けの公表日(平成29年9月1日)の前営業日である平成29年8月31日の名古屋証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値である1,200円から8.33%(小数点以下第三位を四捨五入、以下、プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じとします。)ディスカウントした価格である1,100円(円未満四捨五入)を本公開買付価格とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格である1,100円は、本公開買付けに係る公表日の前営業日である平成29年8月31日の名古屋証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値1,200円に対して8.33%、同日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,218円(円未満四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して9.69%、同日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,119円に対して1.70%、それぞれディスカウントした価格、同日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,029円に対して6.90%のプレミアムを加えた価格となります。

また、本書提出日の前営業日である平成29年9月1日の名古屋証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値1,450円に対して24.14%のディスカウントした金額となります。

なお、本公開買付価格は、公開買付者と本応募予定株主が協議・交渉の結果を踏まえて決定した価格であるため、公開買付者は、第三者算定機関の当社株式に係る算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していないとのことです。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社株式は、本書提出日現在、名古屋証券取引所市場第二部に上場されております。本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことですが、本公開買付け後における当社株式に係る公開買付者(法第27条の2第7項に規定される特別関係者の有する議決権を含む。)の所有割合が3分の2以上となることから、法令の規定(法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、買付予定数の上限を設けることができず、本応募予定株主以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があるとのことです。このため、本公開買付けにおける結果次第では、当社株式は上場廃止基準のうち、()株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、()流通株式数が事業年度の末日において、1,000単位未満である場合において、1年以内に1,000単位以上とならないとき、()最近1年間(1~12月)の月平均売買高が3単位未満である場合、及びその他の上場廃止基準に抵触し、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。当社株式が上場廃止となった場合には、当社株式は名古屋証券取引所において取引をすることができなくなります。

公開買付者及び当社は、本公開買付けの結果、万一、当社株式について上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社との間で立会外分売や売出し、1,000株から100株への単元株式数変更等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し、検討した上で、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行します。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

公開買付者は、本応募予定株主と合意した本応募予定株式(618,080株：所有割合11.78%)を取得することを目的として本公開買付けを実施するものであり、当社株式の上場廃止を企図するものではないことから、現時点において、本公開買付けの成立後、当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

公開買付者は、本書提出日現在、当社の親会社であること、当社の代表取締役社長である小林啓介は、公開買付者の代表取締役社長を兼務していること、また、本応募予定株主である八神基が当社の代表取締役会長であること、本応募予定株主である八神道子が八神基の配偶者であること、本応募予定株主である八世クリエイトは八神基と、八神基の長男である八神昌裕が、それぞれ発行済株式数の50%を所有することを踏まえ、当社の取締役会は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

当社における独立した法律事務所からの当社への助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定過程等における透明性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程について、必要な法的助言を受けています。

公開買付者との間に利害関係を有しない者による「少数株主にとって不利益なものでないこと」に関する意見の入手

当社取締役会は、本公開買付けに係る当社の意思決定過程の合理性、公正性及び透明性を担保するための措置として、平成29年8月4日、公開買付者から独立性を有する監査等委員である取締役の建守徹氏に対して、本公開買付けの目的は、正当かつ合理的か、本公開買付けに係る意思決定過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでないか(以下「本諮問事項」といいます。)について諮問し、当社の取締役会に対して表明することをすることを委嘱いたしました。

その結果、建守徹氏から、()本公開買付けは、実質的には当社創業家一族の一部の間での当社株式の移動を目的とするものであるところ、本公開買付けの目的の正当性を疑わせるような事情は見当たらず、本公開買付けにより公開買付者が引き続き当社の親会社であり続けること自体に変化はなく、むしろ公開買付者に更なる当社株式の集約が行われることで、より一層当社の経営の安定性の維持につながり、当該目的の実現は、一定の企業価値向上に資するものであることから、公開買付けの目的は、正当かつ合理的といえること、()公開買付けに係る交渉及び手続について、やがみビルから当社が不当な影響力行使を受けたことを窺わせる事実認められず、当社においても、利益相反の回避及び意思決定の過程における透明性及び公正性確保の観点から、外部の法務アドバイザーの選任、本公開買付けに利害関係を有する取締役の本公開買付けに係る検討協議・交渉・決議への不参加等の措置を取っていることから、本公開買付けに係る意思決定過程及び手続の公正性の確保に問題は認められないこと、()本公開買付け価格は、本公開買付けの公表日(平成29年9月1日)の前営業日である平成29年8月31日の名古屋証券取引所市場第二部における当社株式の普通取引終値と比較して若干低廉であるものの、本公開買付け価格及び公開買付け期間を含む本公開買付けに関する諸条件等は公開買付者と本応募予定株主との交渉の結果決定されたものであり、かつ、本公開買付けに本応募予定株主以外の応募がなされることは基本的に想定されていないことを前提とするならば、その諸条件等については、当社の立場として不合理とはいえないこと、

本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではないことから、当社の少数株主が本公開買付けに応募することを希望しない場合には、本公開買付け後も当社株式を保有し続けることが合理的選択肢として存在すること、本公開買付けに係る買付株式予定数は上限の定めが無いため本応募予定株主以外の少数株主から応募があった場合も全部買付けが行われるものであり、当社の株主に対して株式の売却機会を提供するものであることから、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断できる旨の意見並びに前記()乃至()を検討の結果、当社が、本公開買付けに賛同の意見を表明し、また、本公開買付けに応募するか否かについては、それぞれ株主の判断に委ねる旨の決議を行うことは少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見が記載された答申書を平成29年9月1日付で入手しております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

平成29年9月1日開催の取締役会において、当社取締役6名のうち、利害関係を有しない取締役(遠藤勝氏)及び利害関係を有しない監査等委員である取締役全員(拮石研自氏、建守徹氏、福田哲三氏)が出席し、出席した取締役の全員一致により、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、上記取締役会において、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を名古屋証券取引所市場第二部において売却する機会が維持されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議いたしました。

なお、当社の代表取締役社長である小林啓介は、公開買付者の代表取締役社長を兼務しており、また当社の代表取締役会長である八神基は、公開買付者との間で応募契約を締結していることから、意思決定における公正性を担保し、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において、公開買付者との協議及び交渉には参加していません。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本応募契約

本公開買付けに際し、公開買付者は、各本応募予定株主との間で、各自が所有する当社株式の全て又は一部(以下「本応募予定株式」といいます。)について本公開買付けに応募することにつき、平成29年9月1日付で応募契約を締結しているとのことです。

本応募予定株式の詳細は下表のとおりです。

本応募予定株主	本応募予定株式数 (所有割合)	提出日現在の 所有株式数 (所有割合、 所有株数順位)	本公開買付け後 の所有株式数 (所有割合)	公開買付者との関係
八神基	71,000株 (1.35%)	175,000株 (3.34%、第4位)	104,000株 (1.98%)	形式的特別関係者 公開買付者の発行済株式数の うち0.50%を所有する株主
八神道子	17,000株 (0.32%)	34,000株 (0.65%、第11位)	17,000株 (0.32%)	形式的特別関係者 公開買付者の発行済株式数の うち14.57%を所有する株主 公開買付者の取締役
八世クリエイト	530,080株 (10.10%)	530,080株 (10.10%、第2位)	(%)	公開買付者の発行済株式数の うち13.52%を所有する株主
合計	618,080株 (11.78%)	739,080株 (14.09%)	121,000株 (2.31%)	

なお、本応募契約には、前提条件が定められておらず、公開買付者が本公開買付けを実施した場合、本応募予定株主は、本応募予定株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。

また、公開買付者は、本応募契約において、八神基及び八神道子との間で、同人らが所有する当社株式のうち、本応募予定株式数を控除した残りの当社株式(八神基につき104,000株、八神道子につき17,000株、合計121,000株。)を本公開買付けに応募しない旨も併せて合意しているとのことです。

本不応募契約

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、創業家一族に該当する、 公開買付者の取締役である八神昌裕、 公開買付者及び当社の代表取締役社長である小林啓介、 小林啓介の配偶者であり、公開買付者の取締役でもある小林知佳代との間でそれぞれが所有する当社株式の全て(以下「本不応募株式」といいます。)について本公開買付けに応募しない旨の本不応募契約を平成29年9月1日付で締結しております。

本不応募株式の詳細は下表のとおりです。

不応募株主	本不応募株式数 (所有割合、所有株数順位)	公開買付者との関係
八神昌裕	121,000株 (2.31%、第6位)	形式的特別関係者 公開買付者の発行済株式数のうち27.37%を所有する株主 公開買付者の取締役
小林啓介	77,000株 (1.47%、第9位)	形式的特別関係者 公開買付者の発行済株式数のうち0.50%を所有する株主 公開買付者の代表取締役社長
小林知佳代	75,000株 (1.43%、第10位)	形式的特別関係者 公開買付者の発行済株式数のうち39.93%を所有する株主 公開買付者の取締役
合計	273,000株 (5.20%)	

なお、本不応募契約には、前提条件が定められておりません。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
八神 基	代表取締役会長		175,000	175
小林 啓介	代表取締役社長		77,000	77
遠藤 勝	取締役	東京支店長兼産業電熱システム事業部長	4,000	4
拮石 研自	取締役(監査等委員)		22,000	22
建守 徹	取締役(監査等委員)			
福田 哲三	取締役(監査等委員)			
計	6名		278,000	278

(注) 1. 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。
2. 建守徹及び福田哲三は、社外取締役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上